

BLDG NEWS

メンテナンス

VOL.241

5 月号

平成21年(2009)

愛知

発行・編集 社団法人愛知ビルメンテナンス協会広報イメージアップ委員会／E-mail aichibm@lilac.ocn.ne.jp URL(アドレス) <http://www.aichi-bma.jp>
〒460-0003 名古屋市中区錦3-23-31 栄町ビル6階 TEL 052-972-1451 FAX 052-972-1452

・ 今月の視点 ・

この度、愛知ビルメンテナンス協会から寄稿のご依頼を受け、いろいろ考え、一つの結論として、今後とも競争が一層激しくなる中で、当業界として何を為すべきかについての私見を述べさせていただきますことにいたしました。

弊社は、昨年10月、設立50周年を迎えました。この半世紀を振り返ってみますと、政治的にも経済的にも、誠に激動の時代だったという感を深くします。しかし当業界にとっては、景気変動はあったものの、建設されるビルは年々増加し、又、大規模化、高機能化していった為、そうしたビルに対応する技術力の向上や社員の採用に注力せざるを得ない時代が長く続いた結果として、顧客の変化するニーズを捉えた管理ができなくなってしまったと言えます。そこで原点に立ち返り、ビルメンテナンス企業に求められているのは、ただ「信用 信頼」「高い技術力」「安全安心」ばかりではなく、サービス業としての基本である「ホスピタリティ」であることを再認識すべきだと思います。

ホスピタリティとは、「思いやり、心遣い、親切心、誠実な心」であります。つまり如何に床が綺麗でも、如何に厳重に警備されていても、如何に完璧な設備管理がなされていても、そこに従事する社員に「ホスピタリティ精神」が欠けていれば、出来上がった商品の評価は半減してしまい、結果として契約の継続も困難になります。

われわれの仕事は、一年契約で行っているものが大半です。翌年も契約の更新をしていただけるかどうかは、提供しているサービスが満足に値するか否かであり、その満足の要素に「ホスピタリティ」が大きく影響してきているという現実を理解しなくてはなりません。

ビルメンテナンス企業に 求められるもの

大成株式会社
代表取締役

加藤 憲司



弊社の大手お取引先とのミーティングにおいても、この「ホスピタリティ」のための教育プログラムの提出や、社員教育全般に亘る具体的な資料の提出を求められるケースも多くなってきました。更に大手企業の「内部統制制度」における管理の強化、事故の責任の明確化からしても教育の重要性はますます厳しくなるものと予想されます。社会的にも、過去の「物の時代」から「心の時代」へと変化し、結果、当業界に求められるものも大きく変化してきたと言えます。そのために、個々の企業における社員教育の重要性は当然であ

りますが、協会としても、基本的なホスピタリティ教育やマニュアル作成も必要であると痛感いたします。

今後とも、この業界に期待されているニーズは、「心の管理」ではないでしょうか。

こうしたことを具体化できるように、少しでもお役に立てる協会活動に努めてまいります。

((社)愛知ビルメンテナンス協会副会長)

雇用維持に努力される 中小企業事業主のみなさまへ

中小企業緊急雇用安定助成金のご案内

従来の雇用調整助成金制度が見直され、中小企業緊急雇用安定助成金制度が創設されました。(平成20年12月から当面の間の措置となります。)

世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部が助成されます。

平成21年2月6日から見直された要件

1.支給要件の確認方法の緩和

生産量が前年同期又は直前3か月と比較して5%以上減少していることという生産量要件について、これまでは生産量でみることを原則としておりましたが、今後は「売上高又は生産量」のどちらの指標を用いても構いません。

2.休業等(休業及び教育訓練)規模要件の廃止

暦日又は賃金締切期間における休業等を行った日の延日数が所定労働延日数の20分の1以上である必要がありました。要件を廃止し、休業等日数に応じて助成されます。

3.支給限度日数の引き上げ

改正前	3年間で200日(最初の1年間で100日を限度) ※制度利用後1年間を経過するまでの期間は再度制度を利用することができませんでした。
改正後	3年間で300日(最初の1年間で200日を限度) ※連続した利用が可能です。

4.短時間休業

短時間休業を実施する場合は対象労働者全員について1時間以上、一斉に行う必要がありましたが、対象労働者毎に1時間以上行われる休業についても助成の対象とされます。

平成21年度から労働者の解雇等を行わない事業主に対して 助成率が上乗せされました

1.助成金制度の拡充の概要

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、休業等の実施により雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を受給する事業主のうち、解雇等を行わない事業主の助成率が上乗せされます。

2.支給手続き等

通常の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の受給手続きに加え、支給申請書の提出時に雇用維持事業主申告書を併せて提出することが必要です。

3.助成率上乗せ要件

助成率は、以下の要件を満たした場合に上乗せされます。

- ①判定基礎期間(賃金締切期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること

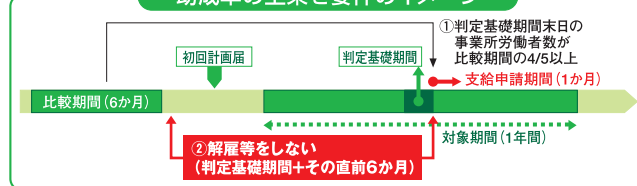
- ②判定基礎期間(賃金締切期間)とその直前6か月の間に事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと

4.助成率

それぞれ以下のとおり助成率が上乗せされます。

	〔通常の助成率〕	〔上乗せ後〕
雇用調整助成金	2/3	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	9/10

助成率の上乗せ要件のイメージ



残業削減により労働者の雇用を維持する事業主に支援されます

1.助成金制度の概要

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主の方に助成されます。

2.支給手続き等

本奨励金を受給するためには、労働組合等との間に残業削減に関する書面による協定を締結し、当該書面の写しを添えた残業削減計画書を事前に提出する必要があります。本奨励金の支給は、事業主の指定した対象期間(1年間)の初日から6か月ごとに区分した判定期間ごとに2回に分けて行い、支給申請期間は当該判定期間の末日の翌日から起算して1か月となります。

3.支給額

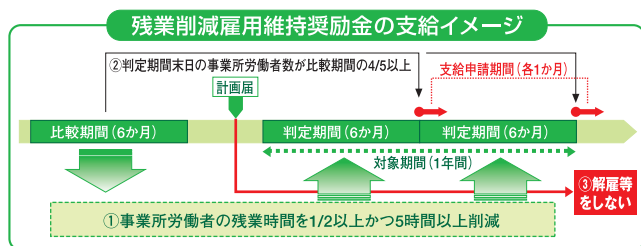
支給額は、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び役務の提供を受けている派遣労働者1人当たり、判定期間ごとに以下のとおりです。(ただし、上限はそれぞれ100人とし、残業削減計画書の提出日の翌日以降に新たに雇い入れられた人等は対象となりません。)

	〔有期契約労働者〕	〔派遣労働者〕
中小企業事業主	15万円(年30万円)	22.5万円(年45万円)
中小企業事業主以外の事業主	10万円(年20万円)	15万円(年30万円)

4.支給要件

本奨励金は、売上高又は生産量等の指標の最近3か月間の月平均値がその直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所(中小企業の場合は直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満でも可)の事業主に対し、それぞれの判定期間において、以下の支給要件を満たした場合に支給されます。

- ①判定期間における事業所労働者(事業所の雇用保険被保険者及び事業所に役務の提供を行う派遣労働者)1人1月当たりの残業時間が、比較期間(計画届の提出月の前月又は前々月から遡った6か月間)の平均と比して1/2以上かつ5時間以上削減されていること
- ②判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ③計画届の提出日から判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと



詳細については、愛知労働局又は最寄りのハローワークへ
お問い合わせください

平成20年度 研修運営会議

4月14日(火) 13時30分から全国ビルメンテナンス協会運営規程にも
とづく平成20年度研修運営会議がTV会議で行なわれました。

会場となった協会事務局では、中部北陸地区本部研修運営委員の
水藤維人氏と当協会運営幹事の田中 宏氏に参加を頂きました。

会議では、全国協会から①建築物衛生法等関係法律の動きについ
て、関係省令等の改正及びその施行通知、グリーン購入法の21年度
調達方針の説明がありました。また、従事者研修の実施とその教材な
どについて説明があった後、質疑応答が行なわれ、会議を終了しました。



平成20年度現任警備員法定教育

4月16日(木)17日(金)の2日間(社)愛知県警備業協会警備員教育セ
ンターにおいて法定教育が行なわれました。

警備業務実施の基本原則や巡回の方法など警備員として身につけて
いなければならない基本的な事柄について具体的な教育が実施されました。

2日間で延べ84名が受講し警備員法定教育受講証明書が交付されました。



第1回公益法人制度検討特別委員会

3月17日(火) 13時から協会事務局会議室において第1回委員会が
開催されました。

当協会では、平成25年11月末までに公益社団法人または一般社団
法人への移行申請をする必要があるため、特別委員会を設置して検
討することとしたものです。

委員長には勝野会長が、副委員長には萬副会長があたり理事の中
から6名、各委員会からの推薦で6名、計12名のメンバーで発足しました。

第1回委員会では、新制度の根拠となる3本の法律、ガイドラインによ
り新しい公益法人制度の概要、平成23年の総会に提案することを目指
したスケジュールの確認などの検討を進めました。

委員の皆さんは名簿のとおりです。

公益法人制度検討特別委員会委員名簿

委員長(協会会長)	勝 野 隆	(株)セイコー
副委員長(協会副会長)	萬 義 則	昭和建物管理(株)
理 事(全協副会長)	本 多 清 治	中日コプロ(株)
理 事	水 藤 維 人	管財(株)
理 事	吉 田 治 伸	コニックス(株)
理 事	本 多 悟	テムズ中日(株)
総務・厚生委員会	星 子 洋 二	(株)三清社
労働安全衛生委員会	川 井 克 己	(株)昭和美装
建物清掃管理委員会	田 中 宏	(株)建光社
建物設備管理委員会	山 口 義 浩	三永ビルド(株)
広報・イメージアップ委員会	脇 田 耕 二	栄和建物管理(株)
経営・ビジョン委員会	奥 井 光 明	(株)ソシオ

理事会・各種委員会

第9回理事会

開催日時 平成21年4月17日(金)10時～

開催場所 協会事務局会議室

出席者 勝野会長始め9名の出席を得て勝野会長が議長となり
審議を行った。

主な審議事項

5月総会の運営について

平成21年度事業計画案及び収支予算案について

全国ビルメンテナンス協会代議員の選出について

当面の諸問題について

委員会報告

全協報告

中部北陸地区本部報告

第11回広報・イメージアップ委員会

開催日時 平成21年4月20日(月)10時～

開催場所 協会事務局会議室

5月号の構成について検討を行なった。

会員の動き

5月1日現在会員数 普通会員 131社 賛助会員 20社

普通会員

年月	会員名	異動(変更)事項	異動内容
20.4	(株)INAXビルサービス	会社名 代表者 登録者	旧(株)INAXビルサービス 新(株)INAXメンテナンスビルサービス事業部 旧 取締役社長 西村 邦博 新 取締役社長 寺前 英男 旧 取締役社長 西村 邦博 新ビルサービス事業部 事業部長 西村 邦博
20.4	新名古屋設備(株)	住所 TEL FAX	旧〒461-0014 名古屋市中区栄町1-19 日本根院中部会館5F 新〒462-0002 名古屋市中区六が池町364番地 旧 (052)971-8882 新 (052)909-6305 旧 (052)971-8883 新 (052)909-6306
20.4	名古屋ビルサービス(株)	代表者	旧 代表取締役社長 河合 隆二 新 代表取締役社長 山田 恒夫
20.4	日本空調サービス(株) 中部FM事業部	会社名 代表者	旧 日本空調サービス(株)中MF事業部 新 日本空調サービス(株)中部FM管理部 旧 中部FM事業部長 平林 彰 新 中部FM管理部部長 二村 春樹
20.4	星光ビル管理(株) 名古屋営業所	代表者・登録者	旧 常務取締役所長 金原 寿雄 新 常務取締役所長 小野 康博
20.4	(株)御津クリーナー	登録者	旧 専務取締役 小野 安之 新 営業部長 小山 忠士

我社の社会貢献事業

(株)三清社 常務取締役 星子 洋二

我社の基本方針『私たちの仕事社会にとって、いかに大切なものであるかを自覚し、「お客様第一」の立場に立った環境を作り出すために、すべての業務に総意を結集する。』にそって日々清掃業務他に努力をしています。その中で社会貢献にあげられるかどうかは、解りませんが受注ビル周辺の 1) 自転車の整理一名古屋駅前において自転車置場はありますが、まだまだ歩道に放置されています。2) 歩道のゴミ拾い吸殻及び飛散しているビニール袋等々を朝一番に実施しています。我々作業員全員が日常業務の一環として取り組み利用者・通行人への配慮をさせていただいております。他には 3) NPO団体に寄付ービル内から出る、もしくは我々が飲んだペットボトルのキャップ・アルミ缶ジュースのプルタブを集めて寄付をし、病気ワクチン・車椅子等に利用していただいております。4) 廃棄物の分別一名古屋市指導の分別に準じ回収された廃棄物のチェックをし資源化率のアップにつなげ循環型社会に向けて努力しています。

各事業所において、些細な事ではありますが社員一丸となって協力させていただいております。



平成21年6月の予定

文月

日	曜	行 事 等	日	曜	行 事 等
1	月		17	水	
2	火		18	木	
3	水	病院清掃実地調査委員研修会(第二豊田ビル)	19	金	
4	木		20	土	
5	金		21	日	
6	土		22	月	
7	日		23	火	
8	月	ビルクリーニング通信実技講習会(トレーニングセンター)	24	水	
9	火		25	木	
10	水		26	金	
11	木	ビルクリーニング通信実技講習会(トレーニングセンター)	27	土	
12	金		28	日	
13	土		29	月	
14	日		30	火	
15	月				
16	火				

賛助会コーナー

クモの巣退治の決定版



約2060mm

クモの巣バスター

柄が伸びて『ブルブル』高速回転！
高い所の“くもの巣”も一発退治！

先端の高速回転キャッチャーで
『ぐんぐん巻き取ります』

蜘蛛の忌避剤もご用ください。

クモの駆除および巣張りの予防に!!
クモコロパー®FL



柄の先をクモの巣に
近付けるだけ。

クモの巣を“キャッチ”

手を汚さずに簡単に
クモの巣を取り去ります。



大一産業株式会社

〒466-0058 名古屋市昭和区白金2-5-7
TEL:052-882-8261

事務局だより

今年も早くから、花粉症の方にとって煩わしい日が続きました。あちらこちらで、マスクの着用者が多く見うけられました。先月の初旬に近くの森林公園へ花見にと。桜はそこそこ楽しむことが出来ましたが、ご多分にもれず、私も顔にマスクを、辺りを見回すときこういうらっしゃるんですね。早くこの時期が過ぎないかと、勝手に思った次第です。体調管理には十分ご注意ください。

事務局長の異動がありましたのでお知らせいたします。

これまでと同様によりしくご指導のほどお願いします。

新任事務局長 小池 雄三